

検査の背景

- ✓ 原油価格の高騰がコロナ下からの経済回復の重荷になる事態を防ぐために、燃料油の卸売価格を抑制するための手当てを行い、**小売価格の急騰を抑制**することにより、**消費者の負担を低減**することを目的として事業を実施
- ✓ 資源エネルギー庁は、基金の造成・管理・運用等を行う基金設置法人に対して、補助金を交付し**基金を造成**基金設置法人は、燃料油の卸売事業者の販売量に応じて補助金（**基金補助金**）を交付（審査等の業務は**事務局に委託**）
- ✓ 数次にわたり基金補助金の交付対象期間が延長されるとともに、支給単価の上限が変更されるなどしており、多額の予算が計上（令和3~4年度の予算額は**計6兆2133億円**）

検査の状況

1. 歳出予算現額のうち**3兆0222億円**を令和4年度から5年度に**繰り越し**（基金設置法人である全国石油協会が多額の基金を預金できる金融機関を確保できなかった）
2. 卸売事業者が国内調達した燃料油の価格には基金補助金分が織り込まれており、その燃料油の販売に基金補助金を交付すると同一の燃料油に二重に基金補助金が交付されることになるため、補助対象数量の算定に当たり国内調達量を控除する必要週ごとの国内販売量から国内調達量を控除して補助対象数量を求める方式では補助対象数量がマイナス値となる場合があるが卸売事業者2者でマイナス値となった補助対象数量に係る基金補助金（3億6611万円）を他の燃料油の基金補助金と相殺せず、**同一の燃料油に二重に基金補助金を交付**
3. 事務局である株式会社博報堂が再委託により62億円（上限額）で実施していた**価格モニタリング業務**（全国2万か所以上のサービスステーション（SS）に対して毎週、電話や現地視察による価格調査を行う業務）の調査結果は、小売価格の上昇が適切に抑制されていたかなどの分析に用いられておらず、**電話調査及び現地調査がどのように小売価格の抑制に寄与しているのか不明**
4. ガソリン販売実績量等を基に推計した**価格抑制額（1兆2671億円）は基金補助金の交付額（1兆2773億円）を101億円下回っており**、事業前後の**小売価格と卸売価格の価格差**を分析したところ分析対象SSの半数以上で**事業開始後に価格差が拡大**また、資源エネルギー庁が行政事業レビューシート等で設定していた成果目標は、**達成すべき目標として適切とはいえない**

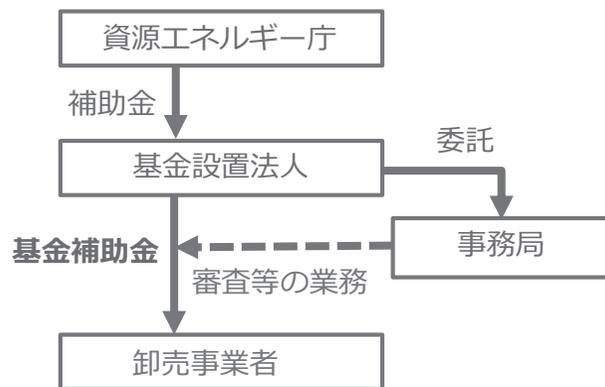
所見

- ✓ 今後の概算払及び精算において、国内向け全販売量が国内調達量を下回る場合の基金補助金の交付が適切なものとなるよう、**同一の燃料油に対して二重に基金補助金が交付されている事態を解消**させるとともに、同様の事態の再発防止を図るために、**卸売事業者等に対して適切な指導等を行うこと**（検査の状況2）
- ✓ 電話調査及び現地調査については、燃料油価格激変緩和対策事業を継続して実施する場合や今後同種の事業を実施する場合には、事業実施期間中においても、**随時、電話調査及び現地調査の必要性も含めて、その実施内容や実施方法、報告内容等について十分に検討**すること（検査の状況3）

検査の背景 燃料油価格激変緩和対策事業の概要

(事業の目的) 燃料油の卸売価格の抑制のための手当てを行うことで、**小売価格の急騰を抑制**することにより、**消費者の負担を低減**
 (事業の内容) 資源エネルギー庁は基金設置法人に補助金を交付して**基金を造成**
 基金設置法人は、燃料油の卸売事業者の販売量に応じて補助金（**基金補助金**）を交付（審査等の業務は**事務局に委託**）
 (事業の特徴) 数次にわたり基金補助金の交付対象期間が延長されるとともに支給単価の上限が変更されるなどしており、**多額の予算が計上**

事業の流れ

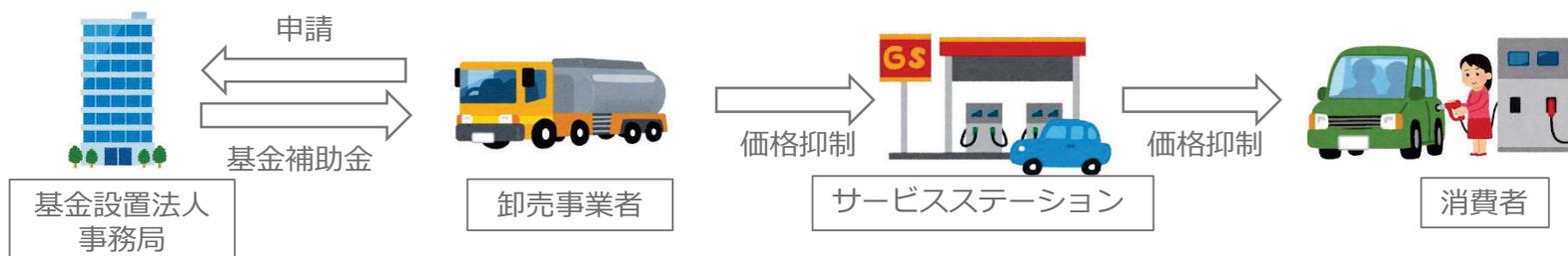


事業の変遷

| 事業名 | コロナ下における燃料油価格激変緩和対策事業 | コロナ感染症及び国際情勢の緊迫化に伴う燃料油価格激変緩和対策事業 | 燃料油価格激変緩和対策事業 | | |
|---------|-----------------------|----------------------------------|---------------|----------|----------|
| | 基金補助金の交付対象期間 | 令和4年3月末まで | 4月末まで | 9月末まで | 12月末まで |
| 支給単価の上限 | 5円/L | 25円/L | 35円/L | | 段階的に引下げ |
| 予算措置 | 893億円 | 3579億円 | 1兆4429億円 | 1兆2959億円 | 3兆0271億円 |

価格抑制の仕組み

基金補助金が交付された石油精製業者や石油輸入業者（**卸売事業者**）が**卸売価格**を抑制することで、**サービスステーション（SS）**が消費者に販売する際の価格（**小売価格**）の急騰を抑制



検査の状況1 燃料油価格激変緩和対策事業の予算の執行状況

歳出予算現額のうち**3兆0222億円**を令和4年度から5年度に**繰り越し**（基金設置法人である全国石油協会が多額の基金を預金できる金融機関を確保できなかった）

| | 歳出予算現額（A） | 支出済歳出額（B） | 翌年度繰越額（C） |
|----------|-----------|-----------|-----------------|
| 令和3～4年度計 | 6兆2133億円 | 3兆1910億円 | 3兆0222億円 |

検査の状況2 基金補助金の交付額の算定方法等

補助金の交付額の算定方法

- 卸売事業者への補助金の交付額は、**補助対象数量（燃料油の販売量）**に支給単価を乗ずるなどして算定（販売した時点で一回に限り交付）
- 補助対象数量は、資源エネルギー庁が設定した三つの算定式から、卸売事業者が取引の実情に合ったものを選択（変更は不可）
- 他の卸売事業者からの仕入量（**国内調達量**）には、既に基金補助金分が織り込まれていることから、補助対象数量を算定する際に**控除**

補助対象数量の根拠となる書類を確認したところ、**卸売事業者2者**において、同一の燃料油に対して**二重に基金補助金（3億6611万円）が交付**されていた

$$\boxed{\text{③補助対象数量}} = \boxed{\text{①ある週の国内向け全販売量※}} - \boxed{\text{②ある週の国内調達量※}}$$

※ 補助対象外数量を除く

※ 既に基金補助金分が織り込まれている

例：左の算定式を選んでいる事業者において、ある週に国内から調達したガソリン（②）の販売が、同じ週内で完了しなかった場合

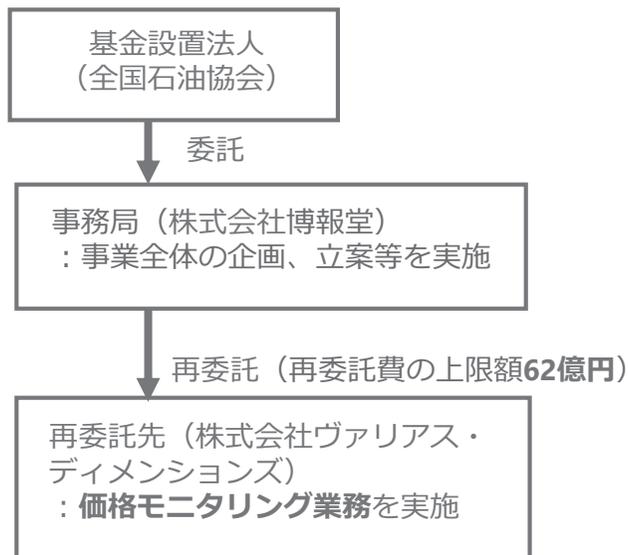
↓

補助対象数量（③）がマイナス値となる（①<②）ことがあるが、そのマイナス値に支給単価を乗じて得た額を**他の燃料油（灯油、軽油等）や他の週の補助金交付額と相殺しないと、仕入れ時に基金補助金分が織り込まれた燃料油に二重に基金補助金が交付される**

所見 今後、国内向け全販売量が国内調達量を下回る場合の基金補助金の交付が適切なものとなるよう、**同一の燃料油に対して二重に基金補助金が交付されている事態を解消**させるとともに、同様の事態の再発防止を図るために、**卸売事業者等に対して適切な指導等を行うこと**

検査の状況3 事務局における委託業務の状況等

価格モニタリング業務の実施体制



調査結果の活用状況

- ・ 電話調査や現地調査の結果は**非公表**
- ・ 報告を受けた資源エネルギー庁は、**小売価格の上昇が適切に抑制されていたか**などについて電話調査及び現地調査の結果に基づく分析をせず

電話調査及び現地調査の実施がどのように小売価格の抑制に寄与しているのか不明

基金補助金の支給単価の決定

資源エネルギー庁は支給単価を決定する際には、同庁が本事業の実施前から毎週行っている**約2千か所のSSを対象とした「石油製品小売市況調査」（本庁調査）**の結果を使用しており、電話調査や現地調査の結果は使用せず

本庁調査との比較

- ・ 電話調査、現地調査の結果は本庁調査の結果を常に下回る状況となっていたが、**価格の推移は、いずれの調査も同様の傾向**
- ・ 各調査間の相関係数は0.98から0.99までの間となっていて、**強い正の相関関係**

単に全国の小売価格の推移を把握するのであれば、本庁調査の結果を活用することにより十分対応可能

価格モニタリング業務の概要

小売価格の推移をモニタリングすることにより**価格抑制の実効性を確保**するため、**全国2万か所以上のSS**に対して毎週、電話や現地視察による価格調査を実施

所見 燃料油価格激変緩和対策事業を継続して実施する場合や、今後同種の事業を実施する場合には、事業実施期間中においても、**随時、電話調査及び現地調査の必要性も含めて、その実施内容や実施方法、報告内容等について十分に検討すること**

検査の状況 4 基金補助金の交付による価格抑制効果等

価格抑制効果の推計

財務省は令和4年度予算執行調査で、5か月間のガソリン販売実績量等を基に価格抑制効果を推計し、実際の抑制額は基金補助金の交付額を**110億円**下回る（ガソリン分）という結果を公表



予算執行調査と同様の方法で14か月間の実際の抑制額を推計したところ、**実際の抑制額（1兆2671億円）は基金補助金の交付額（1兆2773億円）を101億円下回る**（ガソリン分）



基金補助金の支給単価に相当する額が小売価格に反映されていない可能性があるため、事業開始前後の小売価格と卸売価格の動きを把握できる**700SS**について、レギュラーガソリンの**小売価格と卸売価格の価格差**を分析

事業開始前の価格差は平均して**17.8円/L**であるのに対して、事業開始後の価格差は平均して**19.4円/L**となっており、価格差は**平均して1.6円/L拡大**
内訳：**486SSでは価格差が拡大**、112SSでは価格差が縮小、102SSは変化なし

※ レギュラーガソリンの小売価格は、原油コスト、税金、精製費、備蓄費、販売管理費等で構成されており、そのほとんどが変動する要素であることから、どの要素が小売価格に影響を与えているかを明確に示すことは困難

成果目標の設定

資源エネルギー庁は、燃料油価格激変緩和対策事業の行政事業レビューシート及び基金シートにおいて、定量的な成果目標を「制度発動期間中にガソリンの全国平均価格が予測価格よりも低くなる週の割合を100%にする」と設定し、成果目標を達成した旨を記載



燃料油価格激変緩和対策事業は、予測価格を基に支給単価を決定して**基準価格を目指す**事業であり、全国平均小売価格が予測価格よりも低くなればその目的が達成されるというものではなく、**達成すべき目標として適切とはいえない**